

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和〇年〇月〇日

高知県知事

記

第1 入札に付する事項

1 工事名（工事番号）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事（〇〇第〇-〇号）
2 工事場所	高知県〇〇市〇〇
3 工事の概要	高知県〇〇市〇〇地内の〇〇〇における〇〇〇〇工事 本工事 施工延長 L=〇.〇m
4 工事日数（完成期限）	〇〇〇 日 【注意】 余裕期間を設定した場合は「(余裕期間〇日を含む)」と記載する。
5 予定価格	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税相当額抜き額） 【注意】 請負対象金額（税込）2,500万円以上は「事後公表」と記載する。
6 審査方式	事後審査方式 入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う。
7 落札方式	施工体制確認型総合評価方式（企業評価型） 事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。 【注意】 施工計画を求める施工計画型による総合評価方式の場合には、「施工体制確認型総合評価方式（施工計画型）」 「入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。」と記載する。
8 入札手続	高知県電子入札システムによる。 【注意】 JVによるときは、次の文を追加する。 自主結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の代表構成員が電子入札システムに登録している電子証明書を使用して、申請及び入札を行うものとする。なお、申請にあたっては、共同企業体名を入力すること。 各通知等は代表構成員が登録したメールアドレスに送付するので注意すること。
9 低入札価格調査 ・最低制限価格	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定する。事後公表。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

【注意】JVによるときは、次の文を追加する。

なお、以下に示す共同企業体（構成員○者）により参加できるものとする。

【注意】単独・JV混合によるときは、次の文を追加する。

なお、単体企業のほか、以下に示す共同企業体（構成員○者）による参加を認める。

【注意】以下文中の「○○工事」については、特に断りのない限り、建設業法上の業種名で記載する。

◆単独として発注する場合の入札参加資格要件の例示

※JVとして発注する場合は、この項目は削除すること。

※単体・JV混合により発注する場合は、この部分に「(1) 単体企業の場合」と表記すること。

1 令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格の要件	建設工事の種類	○○工事
	等級	○等級（又は○等級の者）
	総合点数	例：○点以上。ただし、○○市に主たる営業所を置く者は○点以上。
2 特定建設業許可の要件	指定しない。ただし、下請契約の請負代金の額の合計額が4,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）以上となる場合には、○○工事に関し、特定建設業許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号）を受けている者であること。	
3 営業所の拠点	<p>【注意】1 県内業者対象の場合に、格付要件は必要に応じて設定する。</p> <p>2 A等級については、原則として地域要件を付すことはできないが、B等級発注標準額に対応する請負対象金額5,000万円～1億円の土木一式工事にA等級を参加させようとする場合にのみ、地域要件を付すことができる。</p> <p>3 舗装工事、港湾・漁港での船舶を使用する工事等の特殊な技術を要する工事は建設工事競争入札参加希望区域登録申請の対象ではないので、建設工事競争入札参加希望区域登録申請に関する部分（以下のBからFまでを使用する場合のなお書き部分）は削除すること。</p> <p>A 県内業者のみを対象とし、地域要件を付さない場合 高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者</p> <p>B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する○○土木事務所の所管区域内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。なお、令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。</p> <p>C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する○○土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内を除く区域に、建設業法第3条第1項に規</p>	

	<p>定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。なお、令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。</p> <p>D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。なお、令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。</p> <p>E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合 △△市（町）（村）に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。なお、令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。</p> <p>F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合 次のいずれかの要件を満たす者。なお、令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、以下の「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であつて、令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。 2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者であつて、令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが□等級の者。 <p>G 県外業者を含める場合（地域要件を設けることはできない。） 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の〇〇工事の総合評定値（総合評点）が××点以上の者。 なお、当該審査の基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日）であること。 また、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるものであるので、注意すること。</p>
4 施工実績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。 次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成20年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。

	<p>3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 (出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。)</p> <p>4 最終請負金額(税込)が〇,〇〇〇万円以上であること。</p> <p>5 〇〇工事で、〇〇〇が〇,〇〇〇以上であること。</p> <p>6 施工場所が高知県内であること。</p>
5 配置予定技術者	<p>次の要件を満たす主任技術者又は、監理技術者を当該工事に配置できること。なお、請負代金が4,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)以上となる場合の主任技術者等は専任で配置すること。また、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項に示す質疑の方法に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p>
資 格 等	<p>1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、〇〇工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>【注意】1当該工事の技術者となることができる資格又は求める資格を記載すること。</p> <p>2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き雇用されている者であること。なお、専任配置が必要な場合には、申請時において3か月以上雇用されている者であること。</p> <p>【注意】最終請負金額(税込)が、4,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)未満の工事であることが確実に見込まれる場合は、なお書きを削除すること。</p> <p>3 いわゆる経營業務の管理責任者(建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるもの)又は営業所の専任技術者(第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されるもの)でないこと(いずれの場合も、許可業種は問わない)。</p> <p>【注意】請負対象金額(税込)が4,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)未満の工事については、「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて(平成19年11月1日付け19高建管第728号土木部長通知)」により、案件ごとに検討のうえ、3を削除して差し支えない。</p>
従 事 実 績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>A 企業の施工実績に準じる場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。</p> <p>1 「4 施工実績」に掲げる要件を満たす工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。</p> <p>2 従事役職が現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。</p> <p>3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。ただし、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。</p> <p>B 企業の施工実績とは別の要件を設定する場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。従事役職は現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者</p>

	<p>若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。ただし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。なお、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成20年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率20%以上の共同企業体であること。 (出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。) 4 最終請負金額(税込)が〇〇万円以上であること。 5 〇〇工事であること。 <p>【注意】以下の記述は、必要により追記する。</p> <p>工場製作(桁製作等)工事の施工経験のある者と現場(架設等)工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請は、認める。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分を超えていない場合は実績として認めない。また、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。</p>
--	---

【注意】施工実績は、CORINS登録に限定しないこと。

◆JVとして発注する場合の入札参加資格の例示

※単独として発注する場合は、この項目は削除すること。

※単体・JV混合により発注する場合は、この部分に「(2)共同企業体の場合」と表記し、以下の内容を掲載すること。

1 共同企業体の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 各構成員の出資比率は当該共同企業体の出資総額の30%以上であり、かつ、代表構成員の出資比率は他の構成員と同等以上であること。 2 代表構成員は、構成員間相互で〇〇工事(建設業法第2条第1項に規定するもの。以下同じ。)の格付の等級が異なる場合には、上位等級の者であること。 3 この入札において、各構成員は同時に他の入札参加者の共同企業体構成員となっていないこと。 4 各構成員は、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する組合でないこと。 			
2 代表構成員の要件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">企業要件</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">資格等</td> <td style="padding-left: 20px;"> <p>【注意】企業要件・技術者要件とも「〇〇工事」は、建設業法上の工種を指定する。</p> <p>【県内業者の場合】</p> <p>ア 高知県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所(以下「主たる営業所」という。)を置く者で、〇〇工事について令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付がA等級であること。</p> <p>【県外業者の場合】</p> <p>ア (高知県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち従たる営業所を有する者で、) 〇〇工事において令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であり、かつ、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の〇〇工事のうち〇〇の)総合評定値(総合評点)が〇〇点以上のものであること。なお、当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日(会社更生法(平成14年法</p> </td> </tr> </table>	企業要件	資格等	<p>【注意】企業要件・技術者要件とも「〇〇工事」は、建設業法上の工種を指定する。</p> <p>【県内業者の場合】</p> <p>ア 高知県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所(以下「主たる営業所」という。)を置く者で、〇〇工事について令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付がA等級であること。</p> <p>【県外業者の場合】</p> <p>ア (高知県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち従たる営業所を有する者で、) 〇〇工事において令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であり、かつ、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の〇〇工事のうち〇〇の)総合評定値(総合評点)が〇〇点以上のものであること。なお、当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日(会社更生法(平成14年法</p>
企業要件	資格等	<p>【注意】企業要件・技術者要件とも「〇〇工事」は、建設業法上の工種を指定する。</p> <p>【県内業者の場合】</p> <p>ア 高知県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所(以下「主たる営業所」という。)を置く者で、〇〇工事について令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付がA等級であること。</p> <p>【県外業者の場合】</p> <p>ア (高知県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち従たる営業所を有する者で、) 〇〇工事において令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であり、かつ、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の〇〇工事のうち〇〇の)総合評定値(総合評点)が〇〇点以上のものであること。なお、当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日(会社更生法(平成14年法</p>		

		<p>律第154号) 第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日) であること。</p> <p>また、総合評定値(総合評点)は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるので注意すること。</p> <p>【県内・県外共通】</p> <p>イ ○○工事に関して、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p>
	施工実績	<p>アからオまでの要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <p>ア 平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。</p> <p>イ 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。</p> <p>ウ 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。(出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。)</p> <p>エ 最終請負金額(税込)が○○円以上であること。</p> <p>オ ○○工事であること。</p>
3 その他の構成員の要件	資格要件	<p>ア この工事に監理技術者として専任配置できる者であって、いわゆる経営業務の管理責任者(建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるもの)又は営業所の専任技術者(第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されるもの)でないこと(いずれの場合も許可業種は問わない。)</p> <p>イ この公告の日以前に代表構成員に採用され、申請時に引き続き3か月以上雇用されている者であること。</p> <p>ウ 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であって、○○工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>企業要件の施工実績に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。</p> <p>従事役職は現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限るものとし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。なお、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。</p> <p>【注意】以下の記述は、必要により追記する。</p> <p>工場製作(桁製作等)工事の施工経験のある者と現場(架設等)工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請は、認める。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分を超えていない場合は実績として認めない。また、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。</p> <p>次のア又はイのいずれかの要件を満たす者であること。</p> <p>ア 高知県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を置く者で、○○工事について令和5年度高知</p>

	件	<p>県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付がA等級であること。</p> <p>イ 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇〇土木事務所の所管区域に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を置く者（令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。）であつて、建設業法第2条第1項に規定される〇〇工事について令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付が〇等級であること。</p>
	配置技術者要件	<p>ア この工事に主任技術者として専任配置できる者であつて、いわゆる経營業務の管理責任者（建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるもの）又は営業所の専任技術者（第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されるもの）でないこと（いずれの場合も許可業種は問わない）。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて、申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>イ この公告の日以前にその他の構成員に採用され、申請時に引き続き3か月以上雇用されている者であること。</p> <p>ウ 〇〇施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p>

【注意】企業要件、配置技術者要件については例示であり、発注する工事によって要件を決定すること。

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和〇年〇月〇日（〇）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く日の午前8時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は、最終日の午後5時とする。
	提出方法	共通事項で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。 入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/ 又は〇〇土木事務所ホームページ (各契約機関のHPアドレスを記載)
2 設計図書の閲覧方法		入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/
3 設計図書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 〇〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	令和〇年〇月〇日（〇）午後5時
	回答期限	令和〇年〇月〇日（〇）
4 入札書の提出	入札期間	令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く日の午前8時から午後8時まで）。ただし、最終日の提出期限は午後5時までとする。

		<p>なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする。</p> <p>【注意】不測の事態が生じた場合に、ヘルプデスクの対応や紙入札への切替等が困難となることから、最終日の提出期限は午後5時とすること。</p>
	入札方法	共通事項で定める。
5 開札予定	日時	令和〇年〇月〇日（〇）午前〇時から
	場所	高知県〇〇土木事務所（※第6）
6 追加書類 （落札候補者のみ）	提出先	高知県〇〇土木事務所（※第6）へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時（いずれの日も閉庁日を除く）。

【注意】標準的な日程について（参考）

	施工計画型	企業評価型
申請書の提出期限	公告の日から13日後	公告の日から8日後
入札書提出期限	申請書の提出期限から12～14日後	申請書の提出期限から12日後
開札日	入札締切日後速やかに（3日目途）	入札締切日の翌日
質疑の締切期日	入札締切日の9日前	←
最終質疑回答期限	入札締切日の4日前	←
追加書類提出期限	落札候補者の決定から3日後	←
落札決定日	開札日後速やかに（8日目途）	←

第4 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は、下表のとおりとする。

【注意】JVによるときは、次の文を追加する。

なお、代表構成員を評価対象とする。

【注意】単体・JV混同によるときは、次の文を追加する。

なお、JVにあつては、代表構成員を評価対象とする。

(1) 同種・類似工事の要件（一契約ですべての要件を満たすこと。）

評価区分	要件
企業の評価	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。 「〇〇工事」は、建設業法上の工種を指定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 実績については平成25年度以降に、成績評定については令和2年度以降に元請として完成・引渡しが完了したものであること。 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 (出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。) 最終請負金額（税込）が〇,〇〇〇万円以上であること。 〇〇工事で、〇〇が〇〇以上あること。 施工場所が高知県内であること。

配置予定技術者の評価	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>1 企業の評価に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。</p> <p>2 従事役職は現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。</p> <p>3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は、評価対象としない。ただし、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。</p> <p>【注意】以下の記述は、必要により追記する。</p> <p>工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請は、認める。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分を超えていない場合は評価対象としない。また、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。</p>
------------	---

【注意】施工実績は、CORINS登録に限定しないこと。

【注意】評価項目については例示であり、「高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領」に基づき工事の特性に応じて選択する。

(2) 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の実績の有無 (平成25年度以降) ※評価対象から除外する工事について、(6)を参照。	実績 有	10点
	実績 無	0点
同種・類似工事の成績評定 (令和2年度以降) ※高知県（県警本部は除く。）発注工事の成績評定点。ただし、高知県発注工事の実績がない場合は、国土交通省発注工事の成績評定点とする。 ※評価対象から除外する工事について、(6)を参照。	成績評定点 80点以上	15点
	〃 78点以上 80点未満	12.5点
	〃 76点以上 78点未満	10点
	〃 74点以上 76点未満	7.5点
	〃 72点以上 74点未満	5点
	〃 70点以上 72点未満	2.5点
直近の成績評定の最低点 (前年度実績) ※高知県発注工事に限る。	成績評定点 65点未満 無	0点
	〃 有	-5点

優良工事表彰の有無 (令和2年度以降、業種：〇〇〇工事) ※評価対象から除外する工事について、(6)を参照。	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を受賞	5点
	他機関表彰受賞又は高知県表彰(所長賞)を受賞	2.5点
	表彰 無	0点
ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	ISO 9000シリーズと併せてISO 14000シリーズ又はエコアクション21を取得	5点
	ISO 9000シリーズ、ISO 14000シリーズ又はエコアクション21のいずれかを取得	2.5点
	ISO認証及びエコアクション認証 未取得	0点
舗装工事施工体制	ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しており、かつ、当該工事のAS舗装工を自社で施工する。	10点
	ASフィニッシャを自社保有若しくは長期(1年以上)リース契約している、又は当該工事のAS舗装工を自社で施工する。	5点
	ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しておらず、当該工事のAS舗装工を下請に発注して施工する。	0点
法面工事の施工体制 (グラウンドアンカー工、現場吹付法砕工、ロックネット工等に適用)	当該工事の法面工(指定した工種)の全部を自社で施工する。	10点
	当該工事の法面工(指定した工種)の一部を下請に発注して施工する。	0点
地域性・社会性評価		
地域内拠点の有無	当該工事と同一市町村内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所 有	10点
	当該工事と同一市町村内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち従たる営業所 有	5点
	当該工事と同一市町村内に建設業法第3条第1項に規定する営業所 無	0点
自社工場(製作)の有無	県内自社工場による製作 有	10点
	〃 無	0点
若手技術者・女性技術者の配置	41歳未満又は女性の主任(監理)技術者(特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む。)又は現場代理人の配置 有	5点
	〃 無	0点
県内企業の活用	元請が県内企業で工事の全てを自ら施工する又は全ての一次下請企業が県内企業	5点
	上記以外	0点
地域ボランティアの有無 (前年度実績)	地域点数 20点以上相当	10点
	〃 15点以上 20点未満相当	8点
	〃 10点以上 15点未満相当	6点

【注意】必要に応じ「〇〇土木事務所管内での実績に限る。」を追記する。	〃 5点以上 10点未満相当	4点
	〃 1点以上 5点未満相当	2点
	ボランティア活動 無	0点
重機保有の有無 (自社保有又は長期(1年以上)リースによるもの)	経営事項審査で評価対象の建設機械(種類)を3台以上保有	10点
	〃 2台保有	7.5点
	〃 1台保有	5点
	経営事項審査で評価対象の建設機械(種類)の保有 無	0点
使用する作業船保有の有無 (自社保有又は共同保有によるもの)	工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を自社保有している。	10点
	工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を共同保有している。	5点
	上記以外	0点
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況 (前年度) ※〇〇市町村(一部事務組合等)の消防団への加入又は工事現場所在地に係る市町村若しくは一部事務組合等の認定に限る。	加入又は認定 有	10点
	〃 無	0点
BCPの認定の状況	BCPの認定 有	10点
	〃 無	0点
災害復旧工事の受注状況 (令和2年度以降)	災害復旧工事の受注実績 2件以上 (〇〇土木事務所管内の実績に限る。)	5点
	〃 1件	2.5点
	上記以外	0点
独占禁止法違反等による指名停止の状況 (公告日以前1年間)	指名停止 無	0点
	〃 有	-10点
合計	〇点(合計点を6点に換算。)	

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成25年度以降)	実績 有	10点
	実績 無	0点
同種・類似工事の成績 評定 (令和2年度以降)	成績評定点 80点以上	15点
	〃 78点以上 80点未満	12.5点
	〃 76点以上 78点未満	10点

※高知県（県警本部は除く。）発注工事の成績評定点。ただし、高知県発注工事の実績がない場合は、国土交通省発注工事の成績評定点とする。	〃	74点以上 76点未満	7.5点
	〃	72点以上 74点未満	5点
	〃	70点以上 72点未満	2.5点
	〃	70点未満	0点
優良工事表彰の有無 (令和2年度以降、業種：〇〇〇工事)	高知県表彰（知事賞又は優良賞）を受賞		5点
	他機関表彰受賞又は高知県表彰（所長賞）を受賞		2.5点
	表彰 無		0点
継続学習制度（CPD）への取組 (取得単位数、有効期間：過去5年間) ・(一社)全国土木施工管理技士会連合会 ・(公社)日本技術士会 ・(公社)日本建築士会連合会 ・(一財)建設業振興基金 ・建築設備士関係団体CPD協議会 ・(公社)土木学会 【注意】 専門工事について、他団体のCPDを追加する場合は、団体名を追加記載すること。	推奨単位の10分の8以上		10点
	〃	10分の5以上 10分の8未満	7.5点
	〃	10分の3以上 10分の5未満	5点
	〃	10分の1以上 10分の3未満	2.5点
	〃	10分の1未満	0点
配置予定技術者の資格	〇〇に関する1級国家資格を有する 【注意】 〇〇は業種を記載。例：土木一式、舗装など		10点
	上記以外の資格を有する		0点
合計	〇点（合計点を4点に換算。）		

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	5点 (12.5点)	・開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。
	可	2点 (5点)	
	不可	0点	
施工体制確保の確実性	良	5点 (12.5点)	・低入札に該当しなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」(満点)とする。
	可	2点 (5点)	
	不可	0点	
合計	10点 (25点) 【注意】 施工計画型では（ ）内のおりとする。		

(5) 施工計画の評価 【注意】企業評価型では削除すること。

評価項目	評価基準	配点	オーバースペック
工程管理に関する所見 (具体的な項目)	特に優れた工夫がある	15点	本工事において、次の提案はオーバースペックと判断して評価しない。 【注意】工事の特性に応じてオーバースペックとする条件を、設計図書で示した数量、項目を基に具体的に明示すること。 ・例：安全対策において設計図書で示した員数を超える交通誘導警備員の配置。 ・例：設計図書で指示していない振動又は騒音の調査実施。
	優れた工夫がある	10点	
	工夫がある	5点	
	適切である	0点	
材料等の品質管理に関する所見 (具体的な項目)	特に優れた工夫がある	15点	
	優れた工夫がある	10点	
	工夫がある	5点	
	適切である	0点	
施工上の課題に関する所見 (具体的な項目)	特に優れた工夫がある	15点	
	優れた工夫がある	10点	
	工夫がある	5点	
	適切である	0点	
施工上配慮すべき事項に関する所見 (具体的な項目)	特に優れた工夫がある	15点	
	優れた工夫がある	10点	
	工夫がある	5点	
	適切である	0点	
合計	○点 (合計点を15点に換算。)		

【注意】 評価項目の具体的な項目には、工事の特性に応じて提案を求める項目の具体を記載し、工事の特性に応じて選択する。

(6) 総合評価の評価対象から除外する工事

高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降次の各号のいずれかに該当することとなった工事については、総合評価の企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」において、評価の対象としないものとする。

- ① 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。以下同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為により課徴金納付命令（独占禁止法第7条の2第1項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事
 - ② 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について課徴金の納付を命じない旨の通知（独占禁止法第7条の2第18項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事
 - ③ 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事
 - ④ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事
- なお、総合評価の評価対象から除外する高知県発注工事の一覧表は、高知県土木部土木政策課のホームページに掲載している。

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子 ファイルで添付 する書類)	1 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1) 2 企業の評価項目一覧表(様式5) 3 配置予定技術者の評価項目一覧表(様式6) 【注意】 施工計画等の技術提案を求める場合、以下の様式を追加すること。 4 施工上の課題に関する所見(様式9) A4用紙2ページ以内で、本文の文字フォントサイズを10.5ポイント程度として作成すること。 【注意】 ページ数は内容に応じて変更することを妨げない。
入札時に 電子ファイルで 添付する書類	工事費内訳書
追加書類 (落札候補者が 提出する書類) ※持参又は郵送	1 同種工事の施工実績(様式2)及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿(様式3)及びその挙証資料 3 配置予定技術者の重複について(様式4)(※該当する場合のみ。) 4 令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 5 特定建設業許可の写し(※該当する場合のみ。) 6 総合評価方式関係資料 表紙 7 様式5の挙証資料(様式7-1を含む。) 8 様式6の挙証資料(様式8を含む。) ※JVの場合は、以下も提出すること。 9 代表構成員の特定建設業許可の写し 10 協定書(様式10) 11 使用印鑑届(様式11) 12 委任状(様式12)

第6 入札実施機関(問い合わせ先)

〒780-0000 高知県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
 高知県〇〇土木事務所 総務課 総務班
 電話 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 E-mail 〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp

第7 その他事項

- この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。

【注意】 調査基準価格を設定しない場合は、下記2を削除する。

- 低入札価格調査における失格基準
 低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。
 - 直接工事費 設計金額の85%
 - 共通仮設費 設計金額の80%

- (3) 現場管理費 設計金額の90%
- (4) 一般管理費等 設計金額の68%

【注意】工場製作がある場合等、案件に応じて以下の項目等を追加する。

- ・直接製作費 設計金額の85%
- ・間接労務費 設計金額の80%
- ・工場管理費 設計金額の90%
- ・機器単体費 設計金額の85%

【注意】一般競争入札の公告において、設計内容の軽微な変更による入札の続行（建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1266号土木部長通知）第3の7に定めるところによる。）を行わないものとするときは、下記3を削除し、必要に応じて以降の番号を繰り上げること。

- 3 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

【注意】下記の項目は、必要により追記すること。

- 4 この工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設事業者でないこと。
- 5 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したのものとして取り扱うものとする。

【注意】JVによるときは、次の文とする。

- 5 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに構成員それぞれが1部ずつ作成した同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者の構成員のうち、いずれかの者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したのものとして取り扱うものとする。

【注意】予定価格（税込）が5億円未満の場合は、下記を削除する。

- 6 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。

【注意】年度内支払を行わない場合は、下記を追記する。

- 7 令和5年度の支払（前金払等）については、行わない。

【注意】繰越案件については、下記を追記する。

- 8 契約に係る繰越明許費について、高知県議会（令和6年2月定例会）の議決及び四国財務局の繰越承認が得られない場合は、その時点に応じ、次のとおり取り扱う場合がある。
 - 開札前・・・・・・・・開札を中止する。
 - 開札後契約締結前・・・・契約を締結しない。
 - 契約締結後・・・・・・・・令和6年3月31日をもって契約を終了し精算する。

【注意】余裕期間設定工事については、下記を追記する。

なお、(1)の記載内容については、取扱要領により適宜設定すること。

9 余裕期間の設定について

本工事は、円滑な工事施工体制の整備の観点から、契約締結日から工事開始日までの間に余裕期間を設定する。

(1) ※フレックス方式の場合

余裕期間は〇日とする。受注者は、発注者が設定した全体工期（余裕期間と標準工期等をあわせた期間）の範囲で、工事の始期及び終期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※任意選択方式の場合

余裕期間は〇日とする。受注者は、発注者が設定した余裕期間の範囲で、工事の始期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※発注者指定方式の場合

工事開始日は令和〇年〇月〇日とする。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

(2) 余裕期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理技術者等の配置及び専任を要しない。

(3) 契約締結日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(4) その他取り扱いについては、「高知県余裕期間設定工事に係る事務取扱要領」の規定による。
(土木政策課HP)

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2016100600208.html>

【注意】ICT活用工事については、下記を追記する。

なお、「〇〇型」には、発注者指定型、施工者希望型のいずれかを記入すること。

10 この工事は、ICT活用工事「〇〇型」の対象工事である。

【注意】建築工事（公共建築工事積算基準を適用するもの）については、必要に応じ、下記（11及び12）を追記する。

11 入札時積算数量書活用方式の適用

① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

- ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

12 工事費内訳明細書の提出

- ① 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示した工事費内訳明細書を、契約後10日以内に、発注者に提出しなければならない。（商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）
- ② 工事費内訳明細書は、前項③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

【注意】 発注者支援業務に係る受注制限を設定する場合は下記を追加する。

- 13 下記業務の受注者（業務に従事する技術員の派遣元及び出向元並びに再下請先を含む。以下同じ。）及び下記業務の受注者と資本面・人事面で関係があると認められる者は、本工事の入札に参加（本工事の下請けを含む。）することができない。

上記に該当することになった者は、直ちに当該事実を申し出るものとする。

また、資本面・人事面で関係があるとは、下記に該当するものをいう。

(1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

(2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

【対象業務】

〇〇〇〇業務（〇〇第〇〇号）

【注意】 「週休2日制モデル工事」実施要領における「発注者指定型」の対象工事の場合は、下記を追加する。

- 14 本工事は、「週休2日制モデル工事」実施要領における「発注者指定型」の対象工事である。

【注意】 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない場合は下記を追加する。

- 15 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

【注意】 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める場合は下記を追加する。

- 16 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合の要件については、特記仕様書の規定によるものとする。落札決定後、配置予定の特例監理技術者が同要件を満たさないことが判明したときは、契約を締結しない場合がある。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1 令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	〇〇工事
	等級	〇等級（又は 〇等級の者）
	総合点数	例：〇点以上。ただし、〇〇市に主たる営業所を置く者は〇点以上。
2 特定建設業許可の要件	指定しない。ただし、下請契約の請負代金の額の合計額が4,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）以上となる場合には、〇〇工事に関し、特定建設業許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号）を受けている者であること。	
3 営業所の拠点	<p>【注意】 1 県内業者対象の場合に、格付要件は必要に応じて設定する。 2 A等級については、原則として地域要件を付すことはできないが、B等級発注標準額に対応する請負対象金額5,000万円～1億円の土木一式工事にA等級を参加させようとする場合のみ、地域要件を付すことができる。 3 舗装工事、港湾・漁港での船舶を使用する工事等の特殊な技術を要する工事は建設工事競争入札参加希望区域登録申請の対象ではないので、建設工事競争入札参加希望区域登録申請に関する部分（以下のBからFまでを使用する場合のなお書き部分）は削除すること。</p> <p>A 県内業者のみを対象とし、地域要件を付さない場合 高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者</p> <p>B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。なお、令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。</p> <p>C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内を除く区域に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。なお、令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。</p> <p>D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内のうち◎◎事務所管内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。なお、令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。</p> <p>E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合</p>	

	<p>△△市（町）（村）に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。なお、令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。</p> <p>F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合</p> <p>次のいずれかの要件を満たす者。なお、令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、以下の「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であつて、令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。 2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者であつて、令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが□等級の者。 <p>G 県外業者を含める場合（地域要件を設けることはできない。）</p> <p>建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の〇〇工事の総合評定値（総合評点）が××点以上の者。</p> <p>なお、当該審査の基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日）であること。</p> <p>また、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるものであるので注意すること。</p>
4 施工実績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成20年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 （出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。） 4 最終請負金額（税込）が〇,〇〇〇万円以上であること。 5 〇〇工事で、〇〇〇が〇,〇〇〇以上であること。 6 施工場所が高知県内であること。
5 配置予定技術者	<p>次の要件を満たす主任技術者又は、監理技術者を当該工事に配置できること。なお、請負代金が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上となる場合の主任技術者等は専任で配置すること。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項に示す質疑の方法に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p>
資格等	<ol style="list-style-type: none"> 1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工

	<p>管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、〇〇工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>【注意】 当該工事の技術者となることができる資格又は求める資格を記載すること。</p> <p>2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き雇用されている者であること。なお、専任配置が必要な場合には、申請時において3か月以上雇用されている者であること。</p> <p>【注意】 最終請負金額（税込）が、4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）未満の工事であることが確実に見込まれる場合は、なお書きを削除すること。</p> <p>3 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。</p> <p>【注意】 請負対象金額（税込）が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）未満の工事については、「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて（平成19年11月1日付け19高建管第728号土木部長通知）」により、案件ごとに検討のうえ、3を削除して差し支えない。</p>
従 事 実 績	<p>【注意】 例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>A 企業の施工実績に準じる場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「4 施工実績」に掲げる要件を満たす工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 従事役職が現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。 従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。ただし、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。 <p>B 企業の施工実績とは別の要件を設定する場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。従事役職は現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。ただし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。なお、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成20年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 (出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。) 最終請負金額（税込）が〇〇万円以上であること。 〇〇工事であること。 <p>【注意】 以下の記述は、必要により追記する。</p> <p>工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請は、認める。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分を超えていない場合は実績として認めない。また、従事状況によっては、工事の</p>

着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。

【注意】施工実績は、CORINS登録に限定しないこと。

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和〇年〇月〇日（〇）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く日の午前8時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は、最終日の午後5時とする。
	提出方法	共通事項で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。 入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/ 又は〇〇土木事務所ホームページ (各契約機関のHPアドレスを記載)
2 設計図書の閲覧方法		入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/
3 設計図書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 E-mail: 〇〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	令和〇年 〇月〇日（〇）午後5時
	回答期限	令和〇年 〇月〇日（〇）
4 入札書の提出	入札期間	令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前8時から午後8時まで）。ただし、最終日の提出期限は午後5時までとする。 なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする。 【注意】 不測の事態が生じた場合に、ヘルプデスクの対応や紙入札への切替等が困難となることから、最終日の提出期限は午後5時とすること。
	入札方法	共通事項で定める。
5 開札予定	日時	令和〇年〇月〇日（〇）午前〇時から
	場所	高知県〇〇土木事務所（※第5）
6 追加書類（落札候補者のみ）	提出先	高知県〇〇土木事務所（※第5）へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時（いずれの日も閉庁日を除く。）。

【注意】標準的な日程について（参考）

申請書の提出期限	公告の日から8日後
入札書提出期限	申請書の提出期限から9日後
開札日	入札締切日の翌日
質疑の締切期日	入札締切日の9日前
最終質疑回答期限	入札締切日の4日前
追加書類提出期限	落札候補者の決定から3日後
落札決定日	開札日後速やかに（8日目途）

第4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)	一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
入札時に電子ファイルで添付する書類	工事費内訳書
追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※持参又は郵送	1 同種工事の施工実績(様式2)及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿(様式3)及びその挙証資料 3 配置予定技術者の重複について(様式4)(※該当する場合のみ。) 4 令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 5 特定建設業許可の写し(※該当する場合のみ。)

第5 入札実施機関(問い合わせ先)

〒780-0000 高知県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
高知県〇〇土木事務所 総務課 総務班
電話 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
E-mail 〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp

第6 その他事項

- この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。

【注意】 下記の項目は、必要により追記すること。

- 低入札価格調査における失格基準

低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。

- 直接工事費 設計金額の85%
- 共通仮設費 設計金額の80%
- 現場管理費 設計金額の90%
- 一般管理費等 設計金額の68%

【注意】 工場製作がある場合等、案件に応じて以下の項目等を追加する。

- ・直接製作費 設計金額の85%
- ・間接労務費 設計金額の80%
- ・工場管理費 設計金額の90%
- ・機器単体費 設計金額の85%

【注意】 一般競争入札の公告において、設計内容の軽微な変更による入札の続行(建設工事一般競争入札事務取扱要領(平成22年3月31日付け21高建管第1266号土木部長通知)第3の7に定めるところによる。)を行わない

ものとするときは、下記3を削除し、必要に応じて以降の番号を繰り上げること。

- 3 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

【注意】下記の項目は、必要により追記すること。

- 4 この工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設事業者でないこと。

- 5 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

【注意】予定価格（税込）が5億円未満の場合は、下記を削除する。

- 6 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。

【注意】年度内支払を行わない場合は、下記を追記する。

- 7 令和5年度の支払（前金払等）については、行わない。

【注意】繰越案件については、下記を追記する。

- 8 契約に係る繰越明許費について、高知県議会（令和6年2月定例会）の議決及び四国財務局の繰越承認が得られない場合は、その時点に応じ、次のとおり取り扱う場合がある。

開札前・・・・・・・・開札を中止する。

開札後契約締結前・・・・契約を締結しない。

契約締結後・・・・・・・・令和6年3月31日をもって契約を終了し精算する。

【注意】余裕期間設定工事については、下記を追記する。

なお、（1）の記載内容については、取扱要領により適宜設定すること。

- 9 余裕期間の設定について

本工事は、円滑な工事施工体制の整備の観点から、契約締結日から工事開始日までの間に余裕期間を設定する。

- (1) ※フレックス方式の場合

余裕期間は〇日とする。受注者は、発注者が設定した全体工期（余裕期間と標準工期等をあわせた期間）の範囲で、工事の始期及び終期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※任意選択方式の場合

余裕期間は〇日とする。受注者は、発注者が設定した余裕期間の範囲で、工事の始期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※発注者指定方式の場合

工事開始日は令和〇年〇月〇日とする。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

- (2) 余裕期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理技術者等の配置及び専任を要しない。
- (3) 契約締結日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) その他取り扱いについては、「高知県余裕期間設定工事に係る事務取扱要領」の規定による。
(土木政策課HP)

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2016100600208.html>

【注意】ICT活用工事については、下記を追記する。

なお、「〇〇型」には、発注者指定型、施工者希望型のいずれかを記入すること。

- 10 この工事は、ICT活用工事「〇〇型」の対象工事である。

【注意】建築工事（公共建築工事積算基準を適用するもの）については、必要に応じ、下記（11及び12）を追記する。

11 入札時積算数量書活用方式の適用

- ① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
- なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。
- ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

12 工事費内訳明細書の提出

- ① 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示した工事費内訳明細書を、契約後10日以内に、発注者に提出しなければならない。（商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）
- ② 工事費内訳明細書は、前項③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

【注意】発注者支援業務に係る受注制限を設定する場合は下記を追加する。

- 13 下記業務の受注者（業務に従事する技術員の派遣元及び出向元並びに再下請先を含む。以下同じ。）及び下記業務の受注者と資本面・人事面で関係があると認められる者は、本工事の入札に参加（本工事の下請けを含む。）することができない。

上記に該当することになった者は、直ちに当該事実を申し出るものとする。

また、資本金面・人事面で関係があるとは、下記に該当するものをいう。

(1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

(2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

【対象業務】

〇〇〇〇業務（〇〇第〇〇号）

【注意】 「週休2日制モデル工事」実施要領における「発注者指定型」の対象工事の場合は、下記を追加する。

14 本工事は、「週休2日制モデル工事」実施要領における「発注者指定型」の対象工事である。

【注意】 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない場合は下記を追加する。

15 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

【注意】 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める場合は下記を追加する。

16 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合の要件については、特記仕様書の規定によるものとする。落札決定後、配置予定の特例監理技術者が同要件を満たさないことが判明したときは、契約を締結しない場合がある。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1 令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	〇〇工事
	等級	〇等級（又は 〇等級の者）
	総合点数	例：〇点以上。ただし、〇〇市に主たる営業所を置く者は〇点以上。
2 特定建設業許可の要件	指定しない。ただし、下請契約の請負代金の額の合計額が4,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）以上となる場合には、〇〇工事に関し、特定建設業許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号）を受けている者であること。	
3 営業所の拠点	<p>【注意】 1 県内業者対象の場合に、格付要件は必要に応じて設定する。 2 A等級については、原則として地域要件を付すことはできないが、B等級発注標準額に対応する請負対象金額5,000万円～1億円の土木一式工事にA等級を参加させようとする場合にのみ、地域要件を付すことができる。 3 舗装工事、港湾・漁港での船舶を使用する工事等の特殊な技術を要する工事は建設工事競争入札参加希望区域登録申請の対象ではないので、建設工事競争入札参加希望区域登録申請に関する部分（以下のBからFまでを使用する場合のなお書き部分）は削除すること。</p> <p>A 県内業者のみを対象とし、地域要件を付さない場合 高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者</p> <p>B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。なお、令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。</p> <p>C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内を除く区域に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。なお、令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。</p> <p>D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。なお、令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。</p> <p>E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合</p>	

	<p>△△市（町）（村）に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。なお、令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。</p> <p>F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合</p> <p>次のいずれかの要件を満たす者。なお、令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、以下の「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であつて、令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。 2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者であつて、令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが□等級の者。 <p>G 県外業者を含める場合（地域要件を設けることはできない。）</p> <p>建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の〇〇工事の総合評定値（総合評点）が××点以上の者。</p> <p>なお、当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日）であること。）</p> <p>また、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるものであるので、注意すること。</p>
4 施工実績	<p>【注意】 例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成20年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 （出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。） 4 最終請負金額（税込）が〇,〇〇〇万円以上であること。 5 〇〇工事で、〇〇〇が〇,〇〇〇以上であること。 6 施工場所が高知県内であること。
5 配置予定技術者	<p>次の要件を満たす主任技術者又は、監理技術者を当該工事に配置できること。</p> <p>なお、請負代金が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上となる場合の主任技術者等は専任で配置すること。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項に示す質疑の方法に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p>
資格等	<ol style="list-style-type: none"> 1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理

	<p>技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、〇〇工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>【注意】 当該工事の技術者となることができる資格又は求める資格を記載すること。</p> <p>2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き雇用されている者であること。なお、専任配置が必要な場合には、申請時において3か月以上雇用されている者であること。</p> <p>【注意】 最終請負金額（税込）が、4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）未満の工事であることが確実に見込まれる場合は、なお書きを削除すること。</p> <p>3 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。</p> <p>【注意】 請負対象金額（税込）が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）未満の工事については、「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて（平成19年11月1日付け19高建管第728号土木部長通知）」により、案件ごとに検討のうえ、3を削除して差し支えない。</p>
従事実績	<p>【注意】 例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>A 企業の施工実績に準じる場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「4 施工実績」に掲げる要件を満たす工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 従事役職が現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。 従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。ただし、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。 <p>B 企業の施工実績とは別の要件を設定する場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。 従事役職は現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。ただし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。なお、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成20年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 (出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。) 最終請負金額（税込）が〇〇万円以上であること。 〇〇工事であること。 <p>【注意】 以下の記述は、必要により追記する。</p> <p>工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請は、認める。ただし、従事期間が工場製作又は架</p>

設工事の施工期間の半分を超えていない場合は実績として認めない。なお、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。

【注意】 施工実績は、CORINS登録に限定しないこと。

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和○年○月○日（○）午後5時
	提出先	高知県○○土木事務所（※第5）
	掲載場所	○○土木事務所ホームページ （各契約機関のHPアドレスを記載）
2 設計図書の閲覧方法		○○土木事務所ホームページ （各契約機関のHPアドレスを記載）
3 設計図書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 E-mail: ○○○○○○@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	令和○年 ○月○日（○）午後5時
	回答期限	令和○年 ○月○日（○）
4 入札参加資格の有無の通知	通知期限	令和○年 ○月○日（○）
5 入札参加資格のない理由の説明要求	提出期限	令和○年 ○月○日（○）午後5時
	回答期限	令和○年 ○月○日（○）
6 入札日時・場所	日 時	令和○年○月○日（○）午前○時から
	場 所	高知県○○土木事務所 1階会議室

【注意】 標準的な日程について（参考）

申請書の提出期限	公告の日から10日後
質疑の締切期日	入札日の10日前
入札参加資格の有無の通知	（申請書提出期限の10日後）
入札参加資格無し理由の説明要求期限	入札参加資格有無の通知から3日後
入札参加資格無し理由の説明要求回答期限	入札参加資格の有無の通知から8日後
最終質疑回答期限	入札日の5日前
入札日	入札参加資格の有無の通知から7日後

第4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等	1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1） 2 同種工事の施工実績（様式2）及びその挙証資料 3 配置予定技術者名簿（様式3）及びその挙証資料 4 配置予定技術者の重複について（様式4）（※該当する場合のみ。） 5 令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 6 特定建設業許可の写し（※該当する場合のみ。）
入札書の投かんに際し、提出する書類 【注意】工事費内訳書提出対象の入札の場合に表記する。	工事費内訳書

第5 入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-0000 高知県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
 高知県〇〇土木事務所 総務課 総務班
 電話 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 E-mail 〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp

第6 その他事項

- この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。

【注意】 下記の項目は、必要により追記すること。

- 低入札価格調査における失格基準

低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。

- (1) 直接工事費 設計金額の85%
- (2) 共通仮設費 設計金額の80%
- (3) 現場管理費 設計金額の90%
- (4) 一般管理費等 設計金額の68%

【注意】 工場製作がある場合等、案件に応じて以下の項目等を追加する。

- ・直接製作費 設計金額の85%
- ・間接労務費 設計金額の80%
- ・工場管理費 設計金額の90%
- ・機器単体費 設計金額の85%

【注意】 一般競争入札の公告において、設計内容の軽微な変更による入札の続行（建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1266号土木部長通知）第3の7に定めるところによる。）を行わないものとするときは、下記3を削除し、必要に応じて以降の番号を繰り上げること。

- 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏ま

えて入札すること。

【注意】下記の項目は、必要により追記すること。

4 この工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設事業者でないこと。

5 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

【注意】予定価格（税込）が5億円未満の場合は、下記を削除する。

6 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。

【注意】年度内支払を行わない場合は、下記を追記する。

7 令和5年度の支払（前金払等）については、行わない。

【注意】繰越案件については、下記を追記する。

8 契約に係る繰越明許費について、高知県議会（令和6年2月定例会）の議決及び四国財務局の繰越承認が得られない場合は、その時点に応じ、次のとおり取り扱う場合がある。

開札前・・・・・・・・開札を中止する。

開札後契約締結前・・・・契約を締結しない。

契約締結後・・・・・・・・令和6年3月31日をもって契約を終了し精算する。

【注意】余裕期間設定工事については、下記を追記する。

なお、（1）の記載内容については、取扱要領により適宜設定すること。

9 余裕期間の設定について

本工事は、円滑な工事施工体制の整備の観点から、契約締結日から工事開始日までの間に余裕期間を設定する。

（1）**※フレックス方式の場合**

余裕期間は〇日とする。受注者は、発注者が設定した全体工期（余裕期間と標準工期等をあわせた期間）の範囲で、工事の始期及び終期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※任意選択方式の場合

余裕期間は〇日とする。受注者は、発注者が設定した余裕期間の範囲で、工事の始期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※発注者指定方式の場合

工事開始日は令和〇年〇月〇日とする。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

（2）余裕期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理技術者等の配置及び専任を要しない。

(3) 契約締結日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(4) その他取り扱いについては、「高知県余裕期間設定工事に係る事務取扱要領」の規定による。
(土木政策課HP)

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2016100600208.html>

【注意】ICT活用工事については、下記を追記する。

なお、「〇〇型」には、発注者指定型、施工者希望型のいずれかを記入すること。

10 この工事は、ICT活用工事「〇〇型」の対象工事である。

【注意】建築工事（公共建築工事積算基準を適用するもの）については、必要に応じ、下記（11及び12）を追記する。

11 入札時積算数量書活用方式の適用

① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

12 工事費内訳明細書の提出

① 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示した工事費内訳明細書を、契約後10日以内に、発注者に提出しなければならない。（商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）

② 工事費内訳明細書は、前項③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

【注意】発注者支援業務に係る受注制限を設定する場合は下記を追加する。

13 下記業務の受注者（業務に従事する技術員の派遣元及び出向元並びに再下請先を含む。以下同じ。）及び下記業務の受注者と資本面・人事面で関係があると認められる者は、本工事の入札に参加（本工事の下請けを含む。）することができない。

上記に該当することになった者は、直ちに当該事実を申し出るものとする。

また、資本面・人事面で関係があるとは、下記に該当するものをいう。

(1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

(2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

【対象業務】

〇〇〇〇業務（〇〇第〇〇号）

【注意】 「週休2日制モデル工事」実施要領における「発注者指定型」の対象工事の場合は、下記を追加する。

14 本工事は、「週休2日制モデル工事」実施要領における「発注者指定型」の対象工事である。

【注意】 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない場合は下記を追加する。

15 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

【注意】 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める場合は下記を追加する。

16 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合の要件については、特記仕様書の規定によるものとする。落札決定後、配置予定の特例監理技術者が同要件を満たさないことが判明したときは、契約を締結しない場合がある。